



▶会場にはスローガンも掲げて



▶横断歩道は手をあげて



▶人形も交通安全に一役

- ◀意見発表左上から
小学生の立場から 今浦紀子ちゃん
職業ドライバーの立場から 村田 巧さん
婦人の立場から 竹本鈴子さん
お年寄りの立場から 重村幸作さん

▶みんなで交通安全を守ります



交通事故にあわない起こさない お年寄り交通安全大会

春の交通安全健民運動の期間中の五月十二日に、町と小郡交通安全協会主催の「お年寄り交通安全大会」が開かれました。

会場の町公民館大講堂は山口市南部、小郡町、秋穂町、阿知須町のお年寄り約四百五十人で満員となりました。

小郡警察署、小郡交通安全協会長、阿知須町長（代理、蔵富士助役）のあいさつのもと、小学生を代表して阿知須小学校六年生の今浦紀子ちゃん（南祝）が「私の学校には交通安全の誓いというものがあ、その一つに、道路を横断するときは左右をよく見ます」というのがあります。お

春の交通安全健民運動の期間中の五月十二日に、町と小郡交通安全協会主催の「お年寄り交通安全大会」が開かれました。

会場の町公民館大講堂は山口市南部、小郡町、秋穂町、阿知須町のお年寄り約四百五十人で満員となりました。

小郡警察署、小郡交通安全協会長、阿知須町長（代理、蔵富士助役）のあいさつのもと、小学生を代表して阿知須小学校六年生の今浦紀子ちゃん（南祝）が「私の学校には交通安全の誓いというものがあ、その一つに、道路を横断するときは左右をよく見ます」というのがあります。お

年寄りの人が道を横断するとき、危ないなあと思うことがよくあるので、気をつけてください。婦人を代表して竹本鈴子さん（砂三）が「交通事故で亡くなる人が後を断ちません。交通ルールとマナーを守ることが大切だと思っ」とそれぞれ意見を発表。職業ドライバーも気づいた点を発表しました。

出席したお年寄りも各地区から代表者が体験談を話しながら「年寄りは自分本位になりがちなので、交通事故にありやすい。思いやりの気持を持って事故を無くそう」と参加者に呼びかけました。

本町からは重村幸作さん（砂三）が「交通事故を排除し、もっともっと楽しく生きて行こう」と話しました。

続いて交通安全協会阿知須支部長の福岡實さん（浜表）の発声で、参加者全員が交通安全の誓いを唱和し、「交通安全にあわない、起こさない」を誓い合いました。

このあとアトラクションに移り、小郡警察署の巡視員による腹話術や、平海武二さん（小西）の剣舞、若鷗幼稚園児のバントントワラーを楽しみました。

なお、県内の交通事故による死亡者はことしになって六十五人（五月六日現在）。そのうち約四割に当たる二十六人のお年寄りが亡くなっています。本町は一人です。

安心して飲める水を供給

ふしの 水源は榎野川の地下水

水道週間

6月1日～7日

本町の水道の水源は榎野川の地下水です。山口市朝田にある山口・小郡広域水道企業団によつてくみあげられ、丸塚山配水池に送られてきます。

配水管を通り、水道の蛇口からでてくる水は、安心して飲めるように厳しい管理が行われていま

六月一日から七日までは「水道週間」です。本町の水道のあらましについて記してみました。

一日、一戸当り ドラム缶四本

水道普及状況

今年の四月一日現在で給水戸数は約千七百戸、給水人口は約七千人です。

一日に町内に配水している量は約千四百トン。丸塚配水

近代水道が生まれて今年で百年

水道と名のつく施設は、いつごろから日本にあったのかご存じですか。

江戸時代には簡単な水道施設がすでにあったそうです。

当時の水道は、川や湖などから溝を掘って水路を町までひき、そこから地下に埋めた木の管に水を通し、共同の井戸や溜槽に水を確保したものでした。そのため、当時の人々が水を使うときは、井戸や溜槽まで出向かなければならな

かったのです。

苦勞が絶えない 水源の確保

現代のように、蛇口をひねれば水が出る」といった近代水道は、明治二十年に初めて、神奈川県・横浜市にできまし。当時の水道は、水を消毒していいことを除けば、原理的には現在の水道と全く同じで、ろ過した水に圧力を加え、鉄管を通して給水する

池の容量が約二千トンですから、丸塚配水池の約七割を一日で配水しているということになります。

一日、戸当りの水の使用量はドラム缶約四・一本分です。

加入申し込みは 町水道課まで

現在、阿知須校区のほぼ全

域と井関校区の旦岡地区・赤迫・浜表・井関・野口・杖川・河内地区のほぼ全域に給水してありますから、この地域内に住んでおられる方はほとんどが与入できます。

加入は水道課へ加入申込書を提出していただければよいのですが、一般家庭(メーター口径十三ミリ)は、加入申込金として四万円必要です。

その際、水道工事を行う業者(町指定給水工事業者)を加入者の方から選んでもらいます。

工事費用は一般的には十数万円から十五万円ぐらいですが、希望される業者に見積ってもらわれるのが一番よいでしょう。これは業者へ直接払っていただくお金です。

町指定の水道工事業者
宮重ポンプ店(☎四三三三)

中村昭三商店(☎二二二九九)
大沢商店(☎二〇一九)
株式会社岡事務所(☎三三五九)

水道料金は「今月 使用分を翌月納入」

水道事業を経営していくためには多額の費用を必要としますが、これを支えているのが水道料金です。水道料金は使用水量に基づいて、みなさんから納めていただいています。一般の家庭で使われる十三ミリのメーターですと八mまでは基本料金の千円でお使いいただけます。九m～三十mまでは一mごとに百三十円となります。三十一m～一〇〇mまでは一mごとに百七十円となります。一〇一m以上になりますと一mごとに二〇〇円ほどになります。

このように水道料金は基本料金に使用した水量に応じた料金を加えて計算します。町の場合、今月使用された水量に見合う額を翌月納めていただく方法をとっています。例えば、六月使用分を七月に、七月使用分を八月に納めていただくこととなります。



加入者の七割が 口座振替を利用

水道料金の支払い方法は

- ①口座振替制度による納入
 - ②婦人会組織での間接的納入
 - ③町指定金融機関への直接的納入の三種類があります。
- 町としては、水道利用者が納入期限を気にすることなく支払いの手間が省け、加入者の七割の人が利用されている口座振替制度をおすすめします。申し込みは次の金融機関まで。

- 阿知須町農業協同組合
- 山口銀行阿知須支店
- 吉南信用金庫阿知須支店
- 阿知須郵便局



水道週間

という画期的なものでした。今年、日本に近代水道が誕生してからちょうど百年目を迎えます。現在、全国の水

道普及率は九三・三%で、阿

クレジット時代

あなたの信用が

「担保」です

わたしたちの生活に深く入りこんでいるクレジット—現代はクレジット社会とさえいわれます。そこで今回は、これだけは知っておこう—クレジットの話です。

クレジットとは、ひと言でいうと、わたしたちが、自分

自身の「信用」を担保にして、購入した商品の代金やサービスの支払いを繰り延べることで

クレジットを申し込むと、クレジット会社は、あなたがその代金を支払えるかどうか調査しますが、そのときあなたの過去のクレジットの利用状況が消費者情報機関を通じて調査されます。

ですから、あなたが以前に支払い延滞や不払いなどを起こしたことがあると、業者はその人の支払い能力を考慮して契約を断ることがあります。これはクレジットが消費者の「信用」の上に成り立っているシステムであるからです。

契約書をよく読み 必ず保管を

契約を結ぶときに一番大切なことは、取引きの条件、代金の支払い方法など契約内容を十分に確認することです。消費者に取引条件をはっきり示すことは、法律で業者に義務づけられていますが、消費

者の側でも疑問点については納得のいくまで説明を受けるようにしましょう。また、訪問販売で商品を買った場合、七日以内ならば契約を取り消すことができるクーリング・オフ制度など、契約についての重要な事項は契約書に記されています。契約に際しては契約書をよく読み、大切に保管するようにしましょう。

支払いがストップ できるとき

信販会社とクレジット契約を結んだ後、届いた品物が見本やカタログと違っていたり、

が申請により支給されます。

長期間続けて

高額な治療が必要なとき

長期にわたり、続いて高額な治療が必要な病気で厚生大臣の指定するものについては一か月一万円を超えた額が支給されます。

▼現在指定されている病氣 ●人口透析を必要とする慢性腎不全 ●血友病

こんなときは別計算

①同じ病院でも入院と通院は別々の取り扱いとなり、合算されません。 ②高額療養費は、月の一日から末日までを一か月分として

国保だより



一か月の負担が 五万四千円を超えたとき

病気やケガで、同じ人が一か月の間に同一の医療機関で五万四千円（市町村民税非課税世帯の人は三万円）以上の自己負担額を支払った場合は、五万四千円を超えた額が申請により支給されます。

同一世帯で二人以上がそれぞれ三万円以上のとき

国民健康保険加入者の人で、同一世帯の人が同一月に医療

高額療養費

機関にかかり、二人以上がそれぞれ三万円（市町村民税非課税世帯の人は二万一千円）以上の自己負担をしたときは、該当者の自己負担額を「世帯合算」して五万四千円（三万円）を超えた額が申請により支給されます。

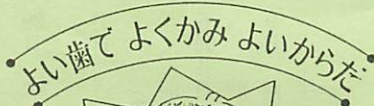
年四回以上該当のとき

国民健康保険加入者の人で、同一世帯で過去一年間の間に四回以上高額療養費に該当した場合は、四回目からは三万円（市町村民税非課税世帯の人は二万一千円）を超えた額



支払い限度額の 自己管理を

このほか、最近「他人に名義を貸したために自分が買っていない商品代金の催促を受けた」「クレジットカードを何枚も利用しているうちについて使いすぎて支払えなくなっ た」といったトラブルが増えています。 クレジットは消費者の「信用」の上に成り立っています。自分の「信用」はあくまで自分のものと心得て大切にしてください。支払い限度額を自己管理することも「信用」のうちです。



●歯の衛生週間・6月4日～10日●

お知らせ



児童手当、特例給付

現況届けは6月中旬に

児童手当または特例給付を受けておられる人には、六月は「現況届」を提出する月です。これは、受給者が前年の所得、養育の状況などの必要事項を、住民課に提出していただく手続きです。この届け出は、引き続き児童手当が受けられるかどうかを決める大切なものです。

受給の資格があっても、六月一日から三十日までの間に「現況届」を提出し、手続きを済ませないと、六月分からの手当は受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。必要書類は次のとおりです。現在受給しておられる人は住民課から民生児童委員を通じて配布しますが、今年から新しく受給される人は、住民課に請求してください。

なお、一月一日以降に転入された人は、前住所の役場で所得証明(児童手当用)をもらって届けてください。また、六月以降資格のなくなった場合でも届けは必要です。

6月1日は「人権擁護委員の日」

六月一日は「人権擁護委員の日」です。昭和二十四年六月一日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を擁護し見守る、民間人による人権の番人の機関が誕生しました。これが人権擁護委員制度の始まりです。

全国の人権擁護委員は、この日を中心として一層の人権思想の啓発に努めることになっています。本町には町長が推薦し、法務大臣が委嘱した藤田治さん(北祝☎三三〇(四六〇一))と林幸年さん(赤迫☎二六三八(二六八七))の二人の人権擁護委員がおられます。

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

◆催しもの◆

24日 町内オープンバレーボール大会(勤労者体育センター、前九時)

- 26日 ツベルクリン接種(役、後、一時半)
- 27日 29日 16ミリ講習会(公、後七時)
- 28日 ツベルクリン反応検査(役、後一時半)
- 29日 麻しん(新井医院、後二時～三時)
- 31日 近郷バレーボール大会(勤労者体育センター、前八時半)
- 6月3日 明日の親学級(公、前九時半)
- 9日 健康相談(役、前九時半) 育児相談(役、後一時半)

交通事故でおこまりの方

〈無料でご相談に応じます〉

あなたの身に、いつ降りかかるかもしれない交通事故。自分が加害者になっても、被害者になっても、その日から生活は一変してしまいます。一旦、事故が起きると、示談から保険金手続まで、どうしたらよいか分らず、たいいていの人が、うろたえてしまっているのです。

あなたの方は、お気軽にご利用ください。

- ◎相談所 山口市大手町七一四、山口放送ビル八階、山口調査事務所内「山口自動車保険請求相談センター」(☎山口☎〇六八六、☎三三五一)
- ◎相談日 平日は午前九時半～午後四時四十分、土曜日は正午まで(第二土曜日は休み)
- ◎相談員 専門の相談員が親身になって相談に応じます。また、弁護士との相談日は、毎月第一火曜日午後一時～四時まで。



子どもの就学問題でお悩みの人は相談を

山口県教育研修所(〒七五三、山口市宮島町六番三号、☎山口☎六三三七六)では、七月七日(火)、九日(木)に就学相談を開きます。対象は未就学児(三～六歳)で心身に障害があり、どのような学校へ就学させればよい

のか、日常どのように養育したらよいか、悩みをお持ちの保護者。相談の担当者は医療、教育心理の専門家。無料。申し込みは、六月三十日(火)までに「巡回就学相談申込票」を研修所へ「申込票」は町教育委員会、幼稚園、保育園にあります。くわしくは町教育委員会まで。

自動車税の納付は6月1日までに

不正大麻・けしを撲滅しよう

五月・六月は「不正大麻・けし撲滅運動」の月間です。けしのうちでも「おにげし」や「ひなげし」などは観賞用として植えてもよいものです

自動車税は既に送付済みの納付書により、最寄りの金融機関または県税事務所で六月一日までに納付してください。なお、不明な点は山口県税事務所(☎山口☎三三一一)へお尋ねください。